

(介 108)

平成 28 年 1 月 18 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

「平成 27 年度介護従事者処遇状況等調査への協力依頼について」の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

現在、厚生労働省において、介護従事者の処遇の状況および介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定の基礎資料とするための「平成 27 年度介護従事者処遇状況等調査」が実施されているところです。

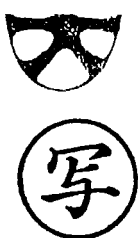
当該調査の結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論に活用される大変重要なものであることから、今般、厚生労働省老健局担当課より本会宛てに当該調査に係る協力依頼がまいりました。

当該調査は既に提出期限が過ぎておりますが、引き続き回答を提出することが可能とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知ご協力方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「平成 27 年度介護従事者処遇状況等調査への協力依頼について」の送付について  
(平 28. 1. 7 老老発 0107 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長 通知)
- ・【参考】平成 27 年 6 月 25 日 第 123 回社会保障審議会介護給付費分科会 資料



老老発0107第1号  
平成28年1月7日

公益社団法人日本医師会  
会長 横倉 義武 殿

厚生労働省老健局老人保健課



「平成27年度介護従事者処遇状況等調査への  
協力依頼について」の送付について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の事務連絡を各都道府県及び各市区町村介護保険担当主管部局、並びに各関係団体の長宛て送付いたしましたので、その趣旨を御了知いただき、傘下会員に対する御周知方よろしくお願いいたします。

平成 28 年 1 月 7 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）  
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中  
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局老人保健課

平成 27 年度介護従事者処遇状況等調査への協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定の基礎資料とするため、「平成 27 年度介護従事者処遇状況等調査」を実施しています。

本調査の結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等において、今後の議論のための資料となる大変重要なものです。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴管内の介護保険施設・事業所に対し、調査への協力について周知するなど特段のご配慮をお願いいたします。

※ 本調査については、既に提出期限（平成 27 年 11 月末日）を過ぎていますが、引き続き、提出いただくことが可能です。

○介護従事者処遇状況等調査について

第123回社会保障審議会介護給付費分科会（平成27年6月25日）

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000089747.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000089747.pdf)

○本調査に関する照会先等

- ・介護事業実態調査事務局 フリーダイヤル 0120-223-898  
受付時間 平日（月～金、祝日除く） 9：30～18：00
- ・本調査はインターネットによる回答も可能です  
専用ホームページアドレス <https://27kaigo.net/>

社保審一介護給付費分科会	
第 123 回 (H27.6.25)	資料 1

介護給付費分科会一介護事業経営調査委員会	
第 12 回 (H27.6.22)	資料 1 改

## 平成 27 年度介護従事者処遇状況等調査の実施について (案)

平成 27 年度介護従事者処遇状況等調査については、以下の基本的な考え方に沿って調査を行ってはどうか。

### 1. 調査の目的

介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査時期及び公表時期

#### (1) 調査時期

平成 27 年 10 月

#### (2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表は、平成 28 年 3 月を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

### 3. 調査対象及び抽出率

#### (1) 調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等

(2) 抽出方法：層化無作為抽出法により抽出 (平成 25 年度処遇調査と同様)

(3) 抽出率：別表参照

#### (4) 調査項目

##### ①施設・事業所票

給与等の状況、介護従事者等の処遇状況、利用者数 等

##### ②従事者票

性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金の額 等

介護従事者処遇状況等調査の変更点

	平成25年度調査	平成27年度調査
調査の目的	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。	同左
調査対象施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・訪問介護事業所</li> <li>・通所介護事業所</li> <li>・居宅介護支援事業所</li> <li>・認知症対応型共同生活介護事業所</li> </ul>	同左
調査対象者	調査対象施設・事業所に在籍する <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員</li> <li>・看護職員</li> <li>・生活相談員・支援相談員</li> <li>・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・機能訓練指導員、</li> <li>・介護支援専門員</li> </ul>	事務職員、調理員、栄養士を追加する。
調査の方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査日：平成25年10月1日</li> </ul> 調査対象施設・事業所に平成24年と平成25年ともに在籍している介護従事者について、各年における給与等を調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査日：平成27年10月1日</li> </ul> 調査対象施設・事業所に平成26年と平成27年ともに在籍している介護従事者について、各年における給与等を調査 これに加え、 <u>勤続1年未満の者も調査する。</u>
処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 処遇改善加算の届出を行わない理由 旧加算の（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれの届出も行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査	<input type="checkbox"/> 処遇改善加算の届出を行わない理由 左に加え、 <u>新加算の（Ⅰ）の届出を行わない理由を調査する。</u>
	<input type="checkbox"/> 給与等の引き上げ以外の処遇改善 平成25年4月～9月までに実施した給与等の引き上げ以外の処遇改善の状況を調査	<input type="checkbox"/> 給与等の引き上げ以外の処遇改善 平成27年4月～9月までに実施した給与等の引き上げ以外の処遇改善の状況を調査 これに加え、 <u>新加算（Ⅰ）の届出をした事業所について、平成27年4月以降の新たな取り組みを調査する。</u>
	<input type="checkbox"/> 特別事由届出書 （－）	<input type="checkbox"/> 特別事由届出書 平成27年4月～9月までの間の特別事由届出書の提出の有無、賃金水準の引き下げ手法を調査する。

## 抽出率

	施設・事業所数	平成27年度処遇調査	平成25年度処遇調査	平成24年度処遇調査	平成22年度処遇調査	平成21年度処遇調査
介護老人福祉施設	7,301	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
介護老人保健施設	4,123	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
介護療養型医療施設	1,438	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
訪問介護	32,537	1/20	1/20	1/20	1/20	1/20
通所介護	42,162	1/20	1/20	1/20	1/20	1/20
居宅介護支援	38,495	1/20	1/20	1/20	1/20	1/20
認知症対応型共同生活介護	12,724	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10

※ 施設・事業所数は「介護給付費実態調査（平成27年3月審査分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）の請求事業所数

	介護職員	訪問介護員	サービス提供者	看護職員	生活相談員・支援相談員	PT・OT・ST又は機能訓練指導員	介護支援専門員	栄養士	調理員	事務職員
介護老人福祉施設	1/5	-	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護老人保健施設	1/5	-	-	1/4	1/1	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
介護療養型医療施設	1/2	-	-	1/4	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
訪問介護	-	1/4	1/1	-	-	-	-	-	-	1/1
通所介護	1/2	-	-	1/1	1/1	1/1	-	1/1	1/1	1/1
居宅介護支援	-	-	-	-	-	-	1/2	-	-	1/1
認知症対応型共同生活介護	1/2	-	-	1/1	-	-	1/1	-	-	1/1